

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年 7 月 1 日
【会社名】	栗林商船株式会社
【英訳名】	Kuribayashi Steamship Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 栗 林 宏 吉
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目 2 番 1 号
【電話番号】	03-5203-7981（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務部長 小 柳 圭 治
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目 2 番 1 号
【電話番号】	03-5203-7981（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務部長 小 柳 圭 治
【縦覧に供する場所】	栗林商船株式会社 室蘭支店 （北海道室蘭市入江町 1 番地19） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【提出理由】

当社は、令和元年6月27日開催の第146回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当社株主総会が開催された年月日

令和元年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金12円 総額151,043,100円

効力発生日

令和元年6月28日

第2号議案 取締役9名選任の件

栗林定友、栗林宏吉、神田良夫、小柳圭治、小谷均、稲田博久、栗林広行、楠肇、大川康治を選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、和田芳幸氏を選任するものであります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

専務取締役小杉眞氏および常務取締役阿部英之氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するものであります。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任するものであります。

第5号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う当社の取締役および監査役に対する退職慰労金打切り支給の件

取締役栗林定友、栗林宏吉、神田良夫、小柳圭治、小谷均、稲田博久、栗林広行、大川康治および監査役坂上隆、廣渡鉄、伊藤一泰に対し、本総会終結の時までの労に報いるため、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当社役員退職慰労金規程に基づき退職慰労金を打切り支給するものであります。

なお、支給の時期は、各取締役および監査役の退任時とし、その具体的金額、支給の方法等は取締役会および監査役の協議に、それぞれ一任するものであります。

第6号議案 取締役および監査役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役および監査役に対して、新たに譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を支給するものであります。

譲渡制限付株式付与のために支給される金銭報酬債権の総額は、取締役については年額5,000万円以内（うち社外取締役1,000万円以内）、監査役については年額500万円以内とし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、取締役については125,000株（うち社外取締役25,000株）、監査役については12,500株以内とします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	111,156	290	—	(注) 1	可決 99.74
第2号議案 取締役9名選任の件					
栗林 定友	108,702	2,744	—	(注) 2	可決 97.54
栗林 宏吉	108,732	2,714	—		可決 97.56
神田 良夫	111,262	184	—		可決 99.83
小柳 圭治	111,262	184	—		可決 99.83
小谷 均	111,262	184	—		可決 99.83
稲田 博久	111,272	174	—		可決 99.84
栗林 広行	111,272	174	—		可決 99.84
楠 肇	111,262	184	—		可決 99.83
大川 康治	111,262	184	—		可決 99.83
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	111,302	144	—	(注) 2	可決 99.87
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金 贈呈の件	108,722	2,724	—	(注) 1	可決 97.56
第5号議案 役員退職慰労金制度の廃止に 伴う当社の取締役および監査 役に対する退職慰労金打切り 支給の件	108,722	2,724	—	(注) 1	可決 97.56
第6号議案 取締役および監査役に対する 譲渡制限付株式の割当てのため の報酬決定の件	108,492	2,954	—	(注) 1	可決 97.35

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上